

大阪市規則第100号

大阪市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

大阪市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年大阪市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議は、毎年度 <u>1回以上</u> 開催するものとする。 [2～6 略]	(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議は、毎年度 <u>の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。</u> [2～6 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。